

広島市立舟入市民病院患者給食業務公募型プロポーザル手続開始の公示

令和5年10月4日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 竹内 功

1 業務の概要

- (1) 業務名
広島市立舟入市民病院患者給食業務
- (2) 内容
「広島市立舟入市民病院患者給食業務基本仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和10年3月31日まで
※ 契約締結の日から令和6年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受託者の負担とする。
- (4) 履行期間
令和6年4月1日から令和10年3月31日まで
- (5) 履行場所
広島市中区舟入幸町14番11号
地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立舟入市民病院
- (6) 選定方法
公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を選定する。
公募型プロポーザル手続等の詳細については、「広島市立舟入市民病院患者給食業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「プロポーザル実施要領」という。）による。

2 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者又は暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公示日から受託候補者の選定までの間のいずれの日においても、営業停止処分、病院機構若しくは広島市の指名停止措置又は病院機構若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 広島市の競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供」の登録項目「30-15その他、07給食」に登録されている者であること。
- (5) 広島市内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

- (6) 一般財団法人医療関連サービスマーク振興会の「患者等給食」に関する医療関連サービスマークの認定を受けている者、又は医療法施行規則第9条の10に定める基準に適合することを証明できる者であること。
- (7) 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員であり、受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者、又は同等の代行保証体制をとれることが確認できる者であること。
- (8) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあつた者（会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、広島市の再度の資格審査申請に係る競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）又は手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があつた事実若しくは銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実がある者でないこと。

3 プロポーザル実施要領等の配布方法

実施要領等は、病院機構のホームページ（<http://www.hcho.jp/>）のトップページの「新着情報」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和5年10月27日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 配布場所

〒730-0844

広島市中区舟入幸町14番11号

広島市立舟入市民病院事務室

TEL 082-232-6195（代表）

FAX 082-232-6156

電子メール funairi-hosp@hcho.jp

4 参加申込受付

(1) 申込期間

公示日から令和5年10月27日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 提出場所

事務室(上記3(2)に同じ。)

(3) 提出方法

参加表明書等を、前記(2)へ持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。

5 現地見学会（調理室等）

プロポーザル実施要領のとおり。

6 質問の受付及び回答

- (1) プロポーザル実施要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和5年10月19日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 受付場所
事務室(上記3(2)に同じ。)

ウ 受付方法
質問書を、上記3(2)に記載の電子メールアドレスに送信すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答(電子メール)するほか、病院機構のホームページへ掲載する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出期間

参加表明書等を提出した日から令和5年11月20日(月)までの土曜日、日曜日、祝日(振替休日を含む。)を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 提出場所

事務室(上記3(2)に同じ。)

(3) 提出方法

企画提案書を、前記(2)へ持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。

8 企画提案に対する審査

プロポーザル実施要領のとおり。

9 受託候補者の選定

プロポーザル実施要領のとおり。

10 契約の締結

受託候補者は、広島市立舟入市民病院患者給食業務に係る随意契約の優先交渉権者とする。優先交渉権者との協議が整った場合は契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合は次点者を交渉権者とする。